

平成 24 年 (2012 年) 月

きょうどうせいかつかいごりようしゃ さま  
共同生活介護利用者 様

じゅうどしょうがいしゃしえんかさん にんてい さつぼろし  
重度障害者支援加算の認定について (札幌市からのお知らせ)

くに せいどかいせい ほんねん がつ きょうどうせいかつかいご じゅうど  
国の制度改正により、本年4月より、共同生活介護(ケアホーム)について、重度  
しょうがいのあるかた しえん じっし さい じゅうどしょうがいしゃしえんかさん たいしょう かた  
の障がいのある方に支援を実施した際の「重度障害者支援加算」の対象となる方が  
かくだい  
拡大されました。

これに伴い、加算の認定を行いましたので、加算対象者である旨が記載された  
あたら しょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう そうふ りようちゅう じぎょうしょ あたら  
新しい障害福祉サービス受給者証を送付いたします。ご利用中の事業所に新し  
い受給者証をご提示いただき、加算の対象となった旨、お伝えいただきますよう  
ねが  
お願いいたします。

なお、これまで使用されていた受給者証につきましては、くやくしょ かね  
区役所までお返しいた  
は き  
だくか、破棄していただきますよう併せてお願いいたします。

## 記

### 1 じゅうどしょうがいしゃしえんかさん 重度障害者支援加算について

ケアホームで、かさん にんてい う じゅうど しょう かた う い ぼあい  
加算の認定を受けた重度の障がいのある方を受け入れた場合に、  
にち やく えん ほうしゅう かさん  
1日あたり約500円が報酬に加算されます。

### 2 りゅういじこう 留意事項

(1) かさん にんてい りよう かた ひつよう てつづ  
加算の認定について、利用する方に必要な手続きはありません。

(2) じぎょうしゃ しはら りようしゃふたんがく じゅきゅうしゃしょうきさい りようしゃふたんじょうげん  
事業者に支払っている利用者負担額が、受給者証記載の「利用者負担上限  
げつがく たつ かた りようしゃふたんがく じゃつかん あ かのうせい  
月額」に達していない方については、利用者負担額が若干上がる可能性があります。  
こんかい かさん じゅうど しょう かた う い かくだい  
今回の加算は、重度の障がいのある方の受け入れの拡大やサービスの  
しつてきこうじょう もくてき しゅし りかい ねが  
質的向上を目的としたものですので、趣旨をご理解いただきますようお願いし  
ます。

【担当：〇〇区保健福祉課 TEL〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)】